

# 大分県報

令和六年  
号外（二七）  
三月二十九日

（金曜日）

## 目次

### 公安委員会規則

- 大分県公安委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正……………一  
大分県公安委員会審査請求手続規則の一部改正……………二  
大分県公安委員会が保有する個人情報保護等に関する規則の一部改正……………一  
放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正……………一  
公安委員会規程

- 警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規程の一部改正……………三  
自動車運送代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規程の一部改正……………四

### ○公安委員会規則

大分県公安委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

大分県公安委員会委員長 坂井良助

大分県公安委員会規則第4号

### 大分県公安委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

大分県公安委員会が管理する公文書の公開等に関する規則（平成14年大分県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。  
第7条第1項を次のように改める。

条例第13条第1項の実施機関が定める方法は、電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧若しくは写しの交付又は専用機器により再生したものの視聴とする。ただし、公安委員会が適当と認めた場合は、当該電磁的記録を電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）に複写したものの交付又は電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と公開請求者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法による提供とすることができる。

第7条第4項中「公文書」を「事務所における公文書」に改める。  
第10条中「写しの交付」を「公開」に改める。  
第1号様式中

1 文書及び図画	2 録音テープ及びビデオテープ	3 その他の電磁的記録
<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付	<input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの視聴 <input type="checkbox"/> テープに複写したものの交付	<input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの写しの交付 <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの視聴 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク等に複写したものの交付

を

<input type="checkbox"/> 閲覧・視聴 <input type="checkbox"/> 用紙に複写し、又は出力したものの写しの交付 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複写したものの交付
--

に改め、同様式の

注2中「電磁的記録」を「公開の実施の方法」に、「事情」を「事情等」に改める。  
 第2号様式中「時 分 」を「時 分 から」に改め、同様式の注1中「公文書」を「県警情報室において公文書」に改め、同様式中注2を削り、注1を注とする。  
 第3号様式中「時 分 」を「時 分 から」に改め、同様式の注3中「公文書」を「県警情報室において公文書」に改め、同様式中注4を削り、注5を注4とする。  
 第9号様式中

公開を実施する日	年 月 日
----------	-------

公開を実施する日時	年 月 日	午前 午後	時 分 から
-----------	-------	----------	--------

に  
を  
改める。

**附 則**

(施行期日)

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

大分県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

大分県公安委員会委員長 板 井 良 助

大分県公安委員会規則第5号

**大分県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則**

大分県公安委員会審査請求手続規則（平成28年大分県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改める。

第3条第1項中「2人以上の」を削り、同条第2項中「2人以上の審理官のうち」を「前項の規定により2人以上の審理官を指名する場合には」に改める。

第5条第1項中「第9条第3項」の次に「又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第106条第2項」を加える。

第6条第1項及び第2項中「第9条第3項」の次に「又は個人情報保護法第106条第2項」を加える。

第10条第2項中「第9条第3項」の次に「若しくは個人情報保護法第106条第2項」を加える。

第11条から第15条までの規定中「第9条第3項」の次に「又は個人情報保護法第106条第2項」を加える。

第16条第1項中「、法第9条第3項」の次に「又は個人情報保護法第106条第2項」を加え、同項ただし書中「第9条第3項」の次に「若しくは個人情報保護法第106条第2項」を加え、同条第2項中「第9条第3項」の次に「又は個人情報保護法第106条第2項」を加える。

第17条第1項及び第18条中「第9条第3項」の次に「若しくは個人情報保護法第106条第2項」を加える。

第19条から第25条までの規定中「第9条第3項」の次に「又は個人情報保護法第106条第2項」を加える。

第28条を削る。

第3号様式中「第9条第3項」の次に「又は個人情報の保護に関する法律第106条第2項」を、「適用する」の次に「行政不服審査法」を加える。

**附 則**

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- この規則の施行の際現に係属している個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第1項の審査請求及び大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号）第15条の2の審査請求については、この規則による改正後の大分県公安委員会審査請求手続規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

大分県公安委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

大分県公安委員会委員長 板 井 良 助

大分県公安委員会規則第6号

**大分県公安委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則**

**規則**

大分県公安委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則（令和5年大分県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項ただし書中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改め、「交付」の次に「又は電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と開示請求者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法による提供」を加える。

第13号様式の3中「における開示」を削り、「郵送による写しの交付」を「送付」に、「郵送方法」を「送付方法」に、

普通郵便  簡易書留  本人限定受取

を  その他（ ） に、「電磁的記録」を「開示の実施の方法」に、「事情」を「事情等」に改め、同様式の（別紙）中「における開示」を削り、「郵送による写しの交付」を「送付」に、「郵送方法」を「送付方法」に、

郵便  簡易書留  本人限定受取  普通郵便  簡易書留

本人限定受取  
）に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

大分県公安委員会委員長 板 井 良 助

大分県公安委員会規則第7号

**放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則**

**規則**

放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則（平成18年大分県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「金融機関」の次に「等」を加える。

第2号様式（裏）中「金融機関」の次に「等」を加え、「仮納付書に」と改め、「添えて」を削り、「くください。」の次に「金融機関等の窓口で放置違反金を仮納付した場合、」を加える。

第6号様式（表）中「金融機関」の次に「等」を加える。

第7号様式（表）中「上記納付場所の金融機関」を「、納付書記載の金融機関等」に改める。

第8号様式中「金融機関」の次に「等」を加える。

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

**○公安委員会規程**

大分県公安委員会規程第1号

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規程（平成25年大分県公安委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

大分県公安委員会委員長 板 井 良 助

第3条第1号を次のように改める。

(1) 警備業法第4条の認定に係る認定の番号又は探偵業法第4条の届出書の受理番号附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第4条、第6条関係）

警備業・探偵業行政処分簿

被 処 分 者	認定の番号又は 届出書の受理番号	公安委員会 第	号
	氏名又は名称		
	代表者の氏名		
	主たる営業所の所在地		
	処分に係る営業所の名称及び所在地		
処 分 内 容	処 分 年 月 日	年	月
処 分 理 由 ・ 根 拠 法 令			
処分を行った公安委員会		公安委員会	

備考

- 1 処分内容欄には、認定の取消し、営業廃止命令、営業停止命令又は指示処分の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載すること。
- 2 処分理由欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載すること（例：「元従業員からの通報を端緒として立入検査を実施したところ、警備員に対する教育義務違反が判明したものの」、「探偵業の従業者が、調査対象者に執ようにつきまとったもの」等）。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

大分県公安委員会規程第2号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規程（平成25年大分県公安委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

大分県公安委員長 板 井 良 助

第3条第1号を次のように改める。

(1) 認定番号

別記様式中「別記様式」を「別記様式（第4条関係）」に、「認定証番号」を「認定番号」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。